

地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の改善結果—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、認可を受けた地縁団体名義への所有権の移転登記手続を促進する必要がある等の意見を踏まえて、平成25年2月15日に総務省及び法務省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

- 私達の自治会は、平成17年に認可地縁団体となり、戦前から保有する山林について団体名義への所有権の移転登記をしようと考えたが、登記簿に表示登記された所有者（107人：昭和11年当時）の多くが既に死亡しているため、その相続人の確定に膨大な手間や費用がかかり、移転登記が困難な状況となっている。何か良い解決方法はないか（高知）。
- 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ用地提供を申し入れたが、関係する登記名義人は明治生まれで既に死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることができず、やむなく事業計画を変更するしかなかった。当該公共事業に従事した市役所職員の申出を受けた行政相談委員から、何らかの登記制度の改正が必要ではないかとの委員意見があった（群馬）。

（あっせん要旨）

地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地については、一定の期間を限り、一定の手続（※）を経て作成される市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるといった新たな制度を設けることが望まれる。

については、総務省（自治行政局）及び法務省（民事局）は、市町村が一定の手続（異議催告手続）に関与して作成する証明書の内容について協議の上、所有権の移転登記手続が進むよう所要の対応措置を検討する必要がある。

※ 認可地縁団体の所有地として名義変更することに異議があるのかないのか、その権利関係について異議のある者は申し出るよう催告する手続。



（改善状況）

【総務省】

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第3号）のうち、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が平成27年4月1日から施行されたところ。

これにより、市町村長が一定の手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体において登記の申請が円滑に行うことができることとなった。

【法務省】

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する手続に際し、登記申請を受け付ける各法務局において遺漏のない取扱いが行われる趣旨の通達を平成27年2月26日付けで発出した。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>